

議案第 33 号

区道における受傷事故に伴う損害賠償の和解について
上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 17 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

区道における受傷事故に伴う損害賠償の和解について
下記により、区道における受傷事故に伴う損害賠償について和解する。

記

1 和解の内容

- (1) 板橋区は、相手方 [REDACTED] に対し、金 120 万円を支払う。
- (2) 板橋区と相手方 [REDACTED] との間には、本件事故に関し、(1)に定めるほか何らの債権債務の存しないことを相互に確認する。

2 和解の相手方

[REDACTED]
[REDACTED]

3 和解の理由

平成 29 年 12 月 24 日、[REDACTED] が、段差が生じていた板橋区新河岸二丁目 20 番 18 号先区道において転倒し、受傷した事故に伴う損害について和解する必要があるため。

(提案理由)

この議案は、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定に基づき提出するものである。